

埼玉県栄養ケア・ステーション における栄養食事指導

2020年診療報酬および
2021年介護報酬改定
による対応



令和3年4月21日
公益社団法人埼玉県栄養士会

栄養食事指導料について（診療報酬）

- 基本的な考え方

外来・在宅患者に対する栄養食事指導を推進する観点から、他の医療機関等と連携した栄養食事指導について、診療所が他の医療機関等と連携した場合の取扱いを含め要件を見直す。

- 診療所における外来栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料について、当該保険医療機関以外（他の保健医療機関又は栄養ケア・ステーション※¹）の管理栄養士が栄養指導を行った場合を評価する。（新）

※ 栄養ケア・ステーションとは、都道府県栄養士会の運営する栄養ケア・ステーションを指す。日本栄養士会が認定する認定栄養ケア・ステーションは含まない。

外来栄養食事指導（診療報酬）

イ 外来栄養食事指導料 1

（1）初回 260点

（2）2回目以降 200点

ロ 外来栄養食事指導料2

（1）初回 250点

（2）2回目以降 190点

外来栄養食事指導料

- 「算定要件」 注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

外来栄養食事指導料

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）において、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、当該保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

在宅患者訪問栄養食事指導（診療報酬）

1 在宅患者訪問栄養食事指導料 1

イ 単一建物診療患者が1人の場合	530点
ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	480点
ハ イ及びロ以外の場合	440点

2 在宅患者訪問栄養食事指導料 2

イ 単一建物診療患者が1人の場合	510点
ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	460点
ハ イ及びロ以外の場合	420点

在宅患者訪問栄養食事指導

- 「算定要件」 注1 1については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険医療機関の管理栄養士が訪問し栄養食事指導を行っているものをいう。）の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を算定する。

在宅患者訪問栄養食事指導

注2 2については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療 患者（当該患者が居住する建物に 居住する者のうち、当該保険医療機関以外の管理栄養士が訪問し栄養食事指導を行っているものをいう。）の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を算定 する。

在宅患者訪問栄養食事指導

3 在宅患者訪問栄養食事指導に要した交通費は、**患家**の負担とする。

介護報酬：管理栄養士が行う (介護予防) 居宅療養管理指導

2021年4月1日

I 当該医療機関の管理栄養士が実施した場合

- | | |
|--------------------|-------|
| ① 同一建物居住者以外の場合 | 544単位 |
| ② 同一建物居住者の場合（2～9人） | 486単位 |
| ③ // （10人以上） | 443単位 |

II 当該事業所以外※の管理栄養士が実施した場合

- | | |
|--------------------|-------|
| ① 同一建物居住者以外の場合 | 524単位 |
| ② 同一建物居住者の場合（2～9人） | 466単位 |
| ③ // （10人以上） | 423単位 |

※医療機関、介護保険施設、日本（都道府県）栄養士会が
運営する栄養ケア・ステーション

介護保険：管理栄養士が行う (介護予防) 居宅療養管理指導

※ 1単位 10円 ：利用者自己負担額は、1割
(一定の所得のある第1号被保険者 2割)

※区分支給限度額の~~枠外サービス~~であるため、負担額範囲内で必要に応じてサービスを受けることが出来る。

◇ 介護予防居宅療養管理指導・・・要支援1～2 が対象

◇ 居宅療養管理指導・・・ 要介護1～5 が対象

※40～64歳までの方については要介護状態になった原因が、
16種類の特定疾患による場合が認定の対象となる。

共通項目

- ① 算定は月2回まで
- ② 1回の指導に要する時間は30分以上
- ③ 訪問に要する交通費、調理指導に必要な食材費については、実費にて療養者から徴収することができる。
(事前に説明と同意が必要)



みなし事業所（介護保険法抜粋）

（指定居宅サービス事業者の特例）

- 第七十一条 病院等について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があったものとみなされたときを含む。）は、その指定の時に、当該病院等の開設者について、当該病院等により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があったものとみなす。

介護保険事業所番号（埼玉県）

- ・ **みなし指定事業所が介護報酬を請求する場合は、介護保険事業所番号を使用してください。**
 - ・ 介護保険事業所番号は、「医療機関コード」(7桁)の先頭に、下記3桁の数字を付けた番号です。
 - ・ 保険医療機関(医科)→111
【例】医療機関コード:1234567 → 介護保険事業所番号: 1111234567
 - ・ 保険医療機関(歯科)→113
【例】医療機関コード:9876543 → 介護保険事業所番号: 1139876543
 - ・ 保険薬局→114
【例】医療機関コード:7654321 → 介護保険事業所番号: 1147654321
- ※医科歯科併設の場合は、それぞれの介護保険事業所番号で請求してください。
- ・ **管理栄養士が行う居宅療養管理指導は、保健医療機関(医科)のみ請求できる。**

介護予防でも介入できます!!

1. 居宅療養管理指導 -要介護1～5の方が対象-

サービスの具体的な内容は、医師、歯科医師による療養上の助言、指導、薬剤師による薬の使用方法的指導、管理栄養士による特別な食事の指導などがあります。いずれも保険給付には1ヶ月ごとの利用限度回数があります。なお、介護保険法施行規則により、歯科衛生士が行うサービスを保健師、看護師などが行うことができます。

2. **介護予防**居宅療養管理指導 -**要支援1・2**の方が対象-

医師、歯科医師、薬剤師などの専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的とした医学的な管理や指導を行います。

栄養食事指導の対象となる特別食

(診療報酬)

栄養食事指導

(入院・外来・訪問)

腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食(十二指腸、消化器術後)、貧血食、すい臓食、脂質異常症食、痛風食、心臓疾患及び妊娠高血圧症候群などに対する減塩食(6g未満)、クローン病及び潰瘍性大腸炎により腸管の機能低下による低残渣食、高度肥満食(肥満度+40%以上またはBMIが30以上)

フェニールケトン尿症食、ホモシステイン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食

特別な場合の検査食(潜血食)

がん、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養にある患者

(参考:令和2年4月診療報酬改訂)

(介護報酬)

居宅療養管理指導

(管理栄養士)

(訪問栄養食事指導)

腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食(十二指腸、消化器術後)、貧血食、すい臓病食、脂質異常症食、痛風食、心臓疾患などの減塩食、経管栄養のための流動食、特別な場合の検査食、嚥下困難食(そのために摂食不良になった方も含む)のための流動食
クローン病及び潰瘍性大腸炎による腸管機能低下による低残渣食、高度肥満食、高血圧の患者に対する減塩食(食塩相当量の総量が6g未満)
低栄養状態

(参考:居宅療養管理指導の手引き 平成25年4月)

在宅訪問栄養食事指導の条件

- 主治医の指示があること
- 当該医療機関に勤務する管理栄養士または、他の医療機関、介護保険施設及び都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションに所属する管理栄養士
- 厚労省の定める特別治療食に該当すること
- 在宅で療養していて、外来に通院できない方

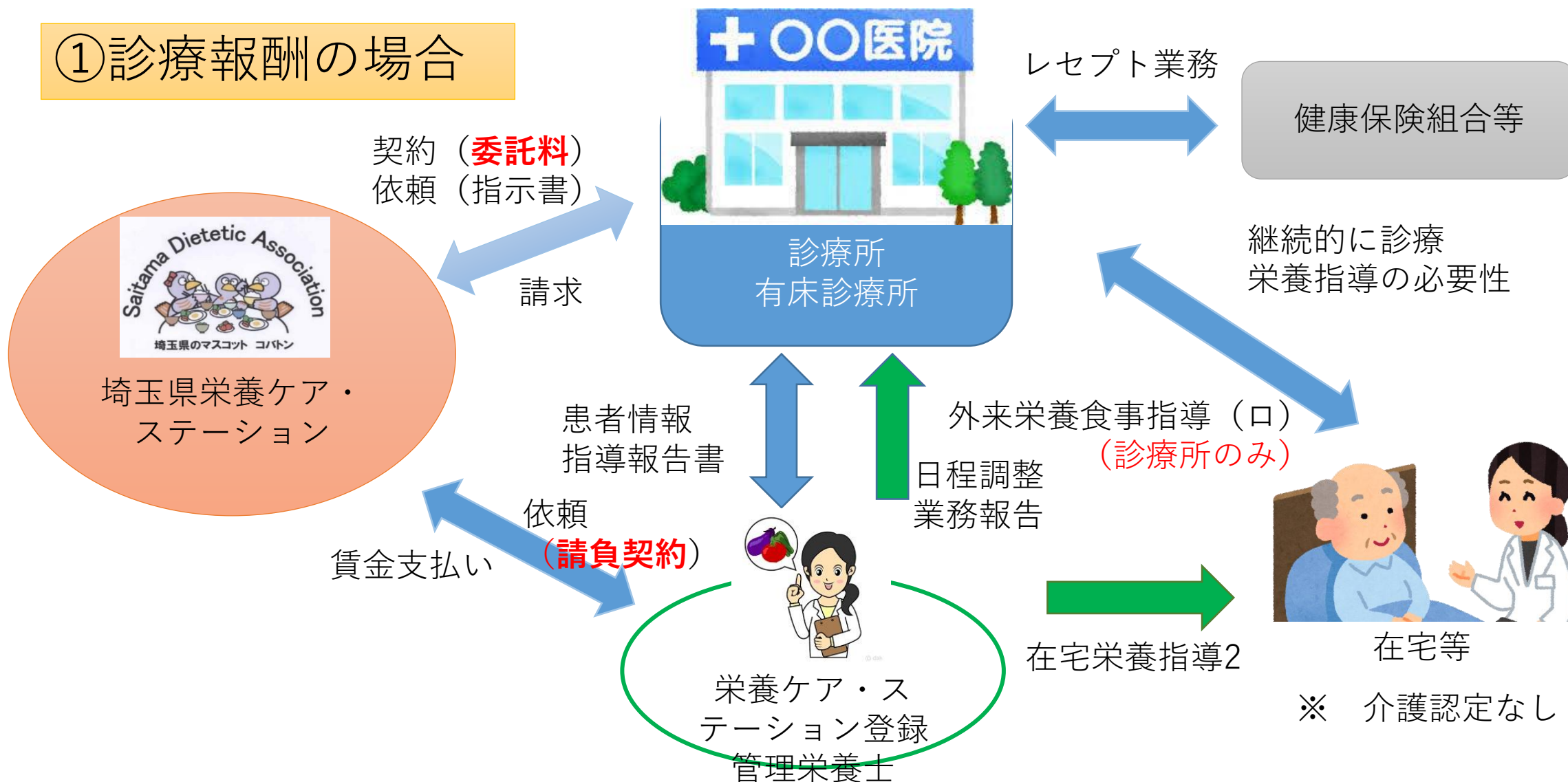
在宅訪問栄養食事指導 診療報酬と介護保険の違い (診療所が行う場合)

2021年4月1日現在

	診療報酬	居宅療養管理指導 (介護保険)
医師の指示書	必要	必要
管理栄養士の雇用	1. あり 2. なし(間接的な雇用で可) ⇒他の医療機関、 栄養CS	1. あり 2. なし(間接的な雇用で可) ⇒他の医療機関、 栄養CS
訪問栄養食事指導	在宅患者訪問栄養食事指導料1 在宅患者訪問栄養食事指導料2	介護予防居宅療養管理指導ⅠⅡ 居宅療養管理指導ⅠⅡ
居宅療養管理指導 の請求	—	上記事業所のほか、医療機関 は、みなし規定により介護事業者 として算定可

埼玉県栄養ケア・ステーションの役割

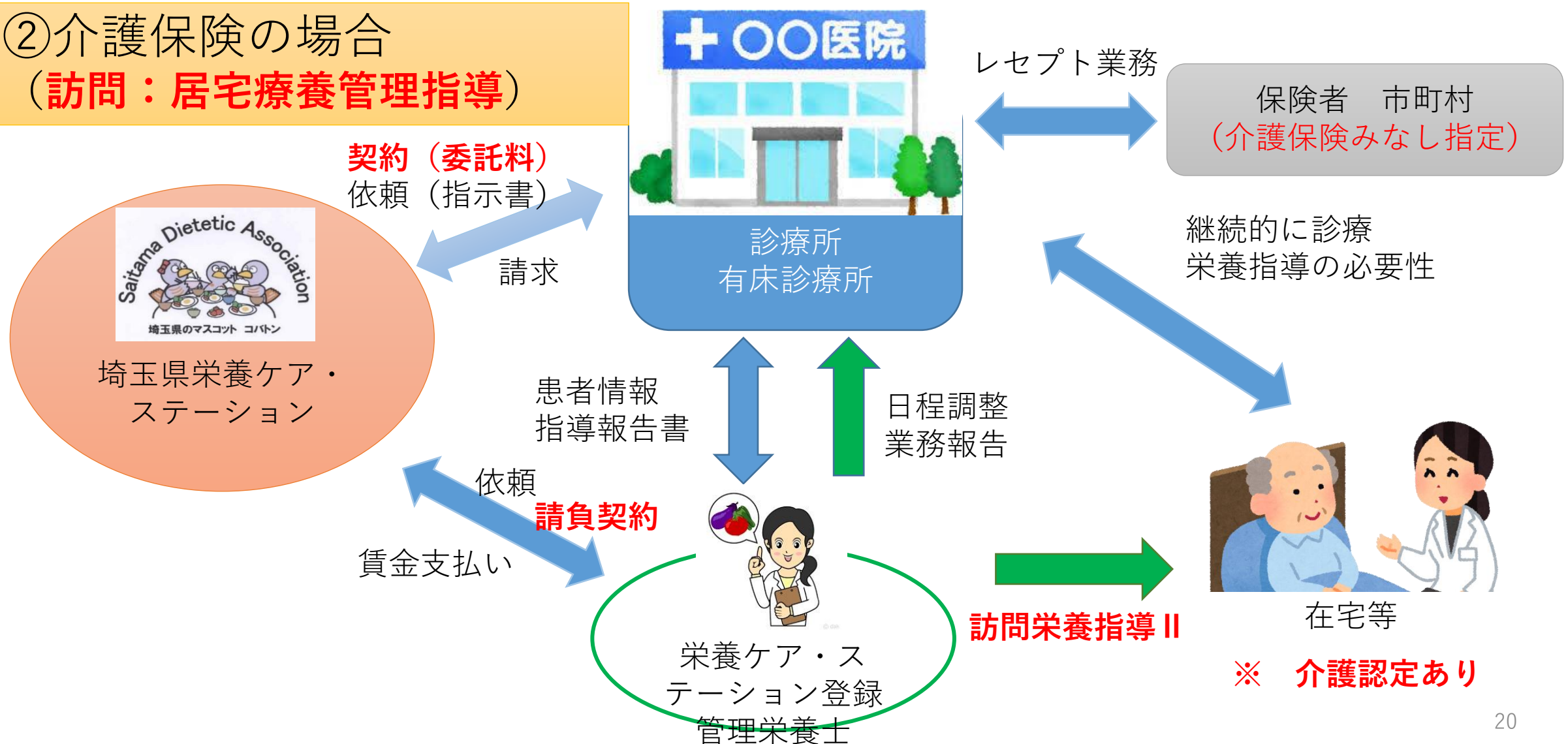
①診療報酬の場合



埼玉県栄養ケア・ステーションの役割

②介護保険の場合

(訪問：居宅療養管理指導)



栄養ケア・ステーションにおける 栄養食事指導料金表 (外来は診療所のみ)

- 事務手数料 5,000円/年 診療所1か所あたり
(栄養CSの事務等に係る手数料)
- 外来栄養食事指導料 1件 1,800円
(原則として1回2件以上)
- 在宅患者訪問栄養食事指導料 1件 4,000円
⇒管理栄養士が行う居宅療養管理指導(介護保険)を含む。
- 在宅訪問 調理等の食材費は患家の実費負担
- 交通費および駐車料金 実費請求

※対象地域 埼玉県内

お問い合わせ

公益社団法人埼玉県栄養士会
栄養ケア・ステーション

〒 330-0063

さいたま市浦和区高砂3-10-4 埼玉建設会館内

TEL 048-866-7925 FAX 048-866-7926

Mail s-eiyou@fancy.ocn.ne.jp

※お問い合わせは、平日10：00～16：00内をお願い致します。